新潟県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年10月19日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第48号

新潟県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

新潟県建築基準法施行細則(昭和35年新潟県規則第82号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正 後の欄中下線が引かれた部分に改める。

正 後 改 正 前 改 (地区建築主事の分掌事務) (地区建築主事の分掌事務) 第3条 地域振興局に勤務する建築主事(以下「地 第3条 地域振興局に勤務する建築主事(以下「地 区建築主事」という。)は、法第6条第1項各号に 区建築主事」という。)は、法第6条第1項各号に 掲げる建築物の確認 (確認申請に係る建築物のう 掲げる建築物の確認(確認申請に係る建築物のう ちに、最高の高さが45メートルを超える建築物(法 ちに、最高の高さが45メートルを超える建築物(法 第85条第5項又は第6項の仮設興行場等(以下ご 第85条第5項に掲げる仮設建築物を除く。)又は同 の項において単に「仮設興行場等」という。)を除 項に掲げる博覧会建築物が含まれる場合における く。)又は仮設興行場等のうち博覧会建築物が含ま 当該申請に係る建築物の確認を除く。)に関する事 れる場合における当該申請に係る建築物の確認を 務を行う。 除く。)に関する事務を行う。 $2 \sim 6$ (略) $2\sim6$ (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。